

関係各位

輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱いについて

平成24年度関税改正に伴い、本年7月1日より実施されている輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱い（区分1「簡易審査扱い」とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等）について、6月にお知らせしたとおり、輸出入許可書に提出の要否が表示されるNACCSのプログラム変更が終了したことに伴い、区分1とされた輸出入申告に係る書類の弾力的な取扱いが10月末で終了したことから、11月1日以降は、下記のとおり取扱うこととなります。

記

1 輸出入申告のうち区分1とされた申告に係る通関関係書類の取扱い

輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）を利用して行われた輸出入申告のうち、区分1とされた申告に係る通関関係書類の税関への提出は、原則省略となります。ただし、以下の（1）に掲げる申告に係る通関関係書類については、引続き提出を要するものとして取扱います。

（1）提出を要する通関関係書類

提出を要する通関関係書類は、輸出入許可通知書の審査区分欄の数字「1」の後に、「Y」が表示された申告に係るものとなります。また、「Y」が表示されていない申告に係るものであっても、輸出入許可後、税関が申告内容を確認する必要があると判断した輸出入申告については同様の取扱いとなります。

具体的な取扱いは、次のとおりです。

イ 輸入申告

（イ）他法令関係

- ・関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの
- ・他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

（例：毒劇法に基づく社内見本・試験研究用の「薬監証明」、薬事法非該当であることの「薬監証明」、高圧ガス保安法に基づくエアゾール製品等の適用除外品に係る「試験成績書」、外為法に基づく「石綿非含有の証明書」等）

(ロ) 減免税関係

- ・ 関稅定率法又は關稅暫定措置法その他關稅に関する法令の規定により關稅の輕減、免除又は払戻しを受けようとする場合であつて、輸入申告の際に所定の書類の提出を要するもの
- ・ 内國消費稅の免除を受けようとする貨物の場合で、その免除を受けるために輸入申告の際に免税承認申請書、證明書又は未納稅引取承認申請書の提出を要するもの

(ハ) 原産地関係

- ・ E P A 稅率又は特惠稅率の適用を受けようとする貨物であつて、原産地證明書の提出を要するもの
- ・ 協定稅率の適用を受けようとする貨物であつて、原産地證明書の提出を要するもの

(ニ) 關稅割当関係

- ・ 關稅定率法第 9 条の 2 及び關稅暫定措置法第 8 条の 6 の規定による關稅割当制度の適用を受けるために關稅割当證明書の提出を要するもの

(ホ) 會計検査院提出用

- ・ 1 品目に対する關稅額又は内國消費稅額が 3 0 0 万円以上のもの
- ・ 1 品目に対する關稅額又は内國消費稅額について 1 0 0 万円以上の稅額を輕減し又は免除するもの

(ヘ) 蔵入 (I S) 承認及び蔵出輸入 (I S W) 申告等

- ・ I S 承認申請の際に原本確認を要する書類がある場合は、通關關係書類の提出を要する。また、当該 I S 承認申請時に書類を提出した I S 承認貨物に係る I S W 申告 (例 : 他法令該当貨物に係る I S W 申告、特惠稅率適用 I S W 申告等) についても、通關關係書類の提出を要します。
- ・ 移入 (I M ・ I M W) 、總保入 (I A ・ I A W) 、展示等承認に関しても同様の取扱いとなります。

ロ 輸出申告

(イ) 他法令関係

- ・ 關稅法第 7 0 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの
- ・ 他法令等の規定により他法令非該当貨物であることの証明又は稅關において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等

(例 : 文化財保護法に基づく重要文化財等に該当しないことの「古美術品輸出鑑査証明」、輸出令に基づく輸出承認を要しないワシントン条約附屬書Ⅲ該当貨物に係る「C I T E S」。ただし、パラメータシート (輸出令) が添付される申告は省略可)

(ロ) 減免税関係

- ・ 関税率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に所定の書類の提出を要するもの
- ・ 内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受けるために書類の提出を要するもの

(2) 提出を要しない通関関係書類

区分1とされた申告であって、前記(1)に該当しない申告については、通関関係書類の提出を要しません。誤って税関へ提出された場合には、速やかに当該書類を提出者へ返却します。

なお、誤って提出されたことをもって非違とはなりません。

(3) 輸出入申告におけるコード誤入力等により、通関関係書類の提出の要否が正しく表示されなかった場合の取扱い

輸出入申告における入力コードの誤入力や入力漏れにより、通関関係書類の提出の要否が正しく表示されなかった場合は、税関において輸出入許可書の審査区分欄の訂正を行いますので、輸出入許可通知書及び通関関係書類を税関に提示してください。

2 提出の時期及び提出先

前記1(1)の提出を要する通関関係書類については、従来どおり、輸出許可後又は輸入申告後3日以内に、申告官署の通関部門又は輸出入者等が希望する官署の通関総括担当部門に提出してください。

なお、提出された通関関係書類については、申告官署の通関部門において、従来どおり申告ごとに原本確認が必要な書類、通関数量等の裏落しを必要とする書類等の確認を行い、適宜必要な処理を行った上で、提出者への返却を要する書類を返却します。

3 申告官署における税関管理資料の窓口配備等

通関関係書類の提出の要否が容易に判別できるよう、「輸出申告簡易審査一覧表」及び「輸入申告簡易審査一覧表」を、申告官署の通関総括担当部門の窓口には配備（毎朝通関窓口には配備）又は通関官署の実情に応じ引続き配付することとしています。

当該一覧表の該当箇所を消し込む等により、提出漏れがないことを確認ください。

4 証明書類交付の取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る関税法第102条に係る証明については、証明書類交付申請の際に、当該通関関係書類を提示したうえで税関による証明交付を受けることとなります。なお、税関に提示された書類については、提出者へ返却します。

【問合せ先】

門司税関業務部通関総括第1部門

電話 050-3530-8367